

# 青森県報

第四千七百七十五号

平成二十八年  
七月二十日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………	(同)	三
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課)	四
建設業者の許可の取消し……………	(下北地域民局)	四

## 告 示

青森県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
社会福祉法人十和田湖川字奥瀨田市大字下	合同会社アライブシヨウ	八戸市柏崎二丁目一ノ六	八戸市城下五丁目一ノ五	名 称	居宅介護事業者
訪問介護事業所湖楽園	訪問看護 あおい訪問看護ステーション	八戸市柏崎二丁目一ノ六	新井田字八森一ノ六	名 称	居宅介護事業所
川字奥瀨田市大字下	川字奥瀨田市大字下	八戸市柏崎二丁目一ノ六	八戸市大字	所 在 地	変 更 年 月 日
三・七一		六・一四	平成二八年七月二十日		

青森県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
社会福祉法人十和田湖	合同会社アライブコーポレーション			名	介護予防事業者
十和田市大字奥瀬字下川目二の九	八戸市柏崎二丁目二の六ナソラー			主たる事務所の所在地	
介護予防訪問介護	介護予防訪問看護			類	介護予防事業の種類
訪問介護事業所湖楽園	あおい訪問看護ステーション			名	介護予防事業所
十和田市大字奥瀬字下川目二の五	八戸市柏崎二丁目二の六ナソラー			所在地	
三・七一	平成二六・四・三〇（事業所所在地）			変更年月日	

青森県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により

告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田二の一の	名	居宅介護支援事業者
		主たる事務所の所在地	
居宅介護支援事業所平成家	弘前市大字独狐字石田二の一の	名	居宅介護支援事業所
ライフサポータの家		所在地	
		変更年月日	平成二六・四・一

青森県告示第四百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	
名	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	
類	居宅介護事業の種類
名	居宅介護事業所
所在地	
変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人十和田湖川目二の九	合同会社アライブコーポレーション	八戸市柏崎二丁目一ノ六ナ	八戸市城下五丁目一ノ一フ
訪問介護	訪問看護		
訪問介護事業所 湖楽園	あおい訪問看護ステーション		
十和田市大字奥瀬字下五	八戸市柏崎二丁目一ノ六ナ	八戸市大字一ノ六	八戸市城下五丁目一ノ一フ
三・七・一	三・四・三	三・四・三	三・四・三

青森県告示第四百九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	
名 称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	
名 称	介護予防事業所
所在地	
変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人十和田湖川目二の九	合同会社アライブコーポレーション	八戸市柏崎二丁目一ノ六ナ	八戸市城下五丁目一ノ一フ
介護予防	訪問看護		
訪問介護事業所 湖楽園	あおい訪問看護ステーション		
十和田市大字奥瀬字下五	八戸市柏崎二丁目一ノ六ナ	八戸市大字一ノ六	八戸市城下五丁目一ノ一フ
三・七・一	三・四・三	三・四・三	三・四・三

青森県告示第四百九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居室介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	
名 称	居室介護支援事業者
主たる事務所所在地	
名 称	居室介護支援事業所
所在地	
変更年月日	

変更後	変更前
社会福祉法人 伸康会	弘前市大字独狐石田一の二
住宅介護支援事業所 平成の家	弘前市大字独狐石田一の二の
ライフサポート平成家	平成 六・四・一

**公 告**

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、福島地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水）（農道））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧の期間  
平成二十八年七月二十一日から同年八月十八日まで
  - 三 縦覧の場所  
黒石市役所及び藤崎町役場
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十八年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 細川建設株式会社
- 二 代表者の氏名 細川 雅祐
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目三一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第二一四六号
- 五 取消年月日 平成二十八年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

<p>（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	